

令和5年度  
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

5世監第212号  
令和6年3月28日

世田谷区議会議長 様  
世田谷区 長 様  
世田谷区教育委員会 様

世田谷区監査委員 田 中 文 子  
同 中 根 秀 樹  
同 下 山 芳 男  
同 高 橋 昭 彦

令和5年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

## 目次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象等	1
2	監査の範囲	3
3	実施期間	3
4	実施方法	3
5	着眼点	4
第2	監査の結果	7
1	総括意見	7
2	団体別の監査結果	10
	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	11
	公益財団法人世田谷区保健センター	17
	世田谷区土地開発公社	24
	株式会社世田谷サービス公社	27
	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	33
	世田谷区商店街振興組合連合会	40
	社会福祉法人正吉福社会	42
	株式会社アイ・エス・シー	44
	学校法人常盤学園	47
	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	49
	株式会社ヴィアックス	52

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき実施した。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体（以下「出資団体」という。）、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの（以下「補助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている指定管理者（以下「指定管理者」という。）のいずれかに該当するもののうち、令和5年度は次の11団体及び担当所管部（課）を監査の対象とした。

注：補助の額は令和4年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注：指定管理者の指定期間は、令和4年度及び令和5年度に係る指定期間を記載した。

#### ① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 5億円	スポーツ推進部 (スポーツ推進課、 スポーツ施設課)
補助団体	補助金 2億6,738万円	
指定管理者	監査対象とした施設：二子玉川緑地運動場 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	

#### ② 公益財団法人世田谷区保健センター

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 4億円	保健福祉政策部 (保健医療福祉推進 課)
補助団体	補助金 1億5,439万円	
指定管理者	監査対象とした施設：保健センター 指定期間：平成31年4月から令和6年3月まで	

#### ③ 世田谷区土地開発公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 500万円	財務部 (用地課)
補助団体	負担金 124万円	
	貸付金 34億9,805万円	

注：債務保証も監査対象に含む。

④ 株式会社世田谷サービス公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出資金 4億円 (出資比率 89.89%)	政策経営部 (政策企画課)
指定管理者	監査対象とした施設：玉川区民会館 指定期間：令和2年7月から令和7年3月まで	玉川総合支所 (地域振興課)

⑤ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 4億3,502万円	保健福祉政策部 (生活福祉課)

⑥ 世田谷区商店街振興組合連合会

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 19億2,249万円	経済産業部 (商業課)

⑦ 社会福祉法人正吉福祉会

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 1億883万円	高齢福祉部 (高齢福祉課)

⑧ 株式会社アイ・エス・シー

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 5,948万円	子ども・若者部 (保育認定・調整課)

⑨ 学校法人常盤学園

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 5,075万円	子ども・若者部 (保育課)

⑩ 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

区分	内容	担当所管部（課）
指定管理者	監査対象とした施設：給田福祉園 指定期間：令和2年4月から令和7年3月まで	障害福祉部 (障害者地域生活課)

⑪ 株式会社ヴィアックス

区分	内容	担当所管部（課）
指定管理者	監査対象とした施設：烏山図書館 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	教育政策・生涯学習部 (中央図書館)

## 2 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

## 3 実施期間

監査は、令和5年10月から令和6年1月までの間に実施した。

## 4 実施方法

### (1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

### (2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

### (3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- ② 公益財団法人世田谷区保健センター
- ③ 株式会社世田谷サービス公社
- ④ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
- ⑤ 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
- ⑥ 株式会社ヴィアックス

## 5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、令和4年度以降の変化に着眼して実施した。

### (1) 出資団体

出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。

また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。

#### ① 団体

ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。

ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。

エ 事業運営及び財政状況は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

#### ② 担当所管部

ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。

イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

### (2) 補助団体

補助金等の対象となっている事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。

#### ① 団体

ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。

イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。

ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。

オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

② 担当所管部

ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。

イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。

ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。

エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。

① 指定管理者

ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。

ウ 再委託の手続は適切に行われているか。

エ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。

オ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。

カ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。

キ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。

ク 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

ケ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

コ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

② 担当所管部

ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。

ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。

エ 物品等の貸付事務は適切に行われているか。

- オ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- カ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
- キ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 第2 監査の結果

### 1 総括意見

令和5年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。また、担当所管部の団体に対する指導監督は概ね適切に行われていると認められた。ただし、固有の課題等についてはその旨を監査結果に記載し、軽微な誤りや検討を要する事項については是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められたい。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済状況の変化と区民活動の変容により、外郭団体の経営と補助団体・指定管理者の事業運営に多大な影響を及ぼしてきた。約3年半に渡るコロナ禍において、団体ホームページのリニューアルやオンライン相談等、非対面型の情報発信やサービスの実施を加速させ、創意工夫を図りながら安定的な事業継続を行ったことを評価する。

令和5年5月の5類感染症への移行を機に事業の再開が進んできたものの、コロナ禍で中断された地域交流や事業実績の回復には、なお一定の時間を要すると思われる。今後も、広報活動や人材の確保・育成に取り組みながら積極的な事業展開を図り、円滑な運営を継続されるよう要望する。今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等については、次のとおりである。

#### (1) 外郭団体の経営について

外郭団体は、区民に身近な団体として、各活動団体とのネットワークや専門性を生かし、多様化、複雑化、個別化するニーズに応じた団体経営を実施すべき存在である。また、区は、令和4・5年度「世田谷区未来つながるプラン（実施計画）」の中で、設立目的に沿って、団体の存在意義や事業の公益性・必要性の見直しを進めるとともに、自主性・自立性を高めるようコンプライアンス向上などガバナンスを一層強化するとしている。

このような状況下で、今回の監査では次のような事例が見受けられた。

- ・印章類が誰でも使用可能な状態で備えつけられ、管理責任者の承認を得ずとも押印できる運用となっていた。
- ・代表者印と銀行印が、多数の職員が使用するキャビネットに保管されていた。
- ・リース資産の固定資産台帳が未作成であった。
- ・固定資産台帳と現物の照合結果を記録に残していなかった。
- ・予算書と決算書で、期末支払資金残高が社会福祉法人会計基準の規定と異なる定義で記載されていた。

- ・監査役が作成した監査報告書で、個別注記表の監査結果の記載漏れがあった。

団体においては、印章管理や固定資産台帳の不備が事故や不正につながりかねないことを再認識し、規程に則った事務処理と管理体制を整えられたい。

外郭団体は、財務状況の情報開示により、団体経営の透明性を確保し、区民への説明責任を果たす必要がある。その前提として、法令等に則った予算書と決算書の作成が重要となる。今回の監査では、会計基準の誤認等により、予算決算の数値の一部に不備がある団体が複数見受けられたが、関係法令等を再確認し、適切な経理・会計事務と予算編成・決算手続を行われたい。

区は、外郭団体将来ビジョンの策定により、引き続き外郭団体の改革を推進するとしており、外郭団体には、DXの強化や災害対策等、区と連携した事業展開の更なる強化が求められている。そうした状況を踏まえ、担当所管部は、各団体の事業運営や財政状況を十分把握し適切な指導・調整に一層努められたい。

## (2) 補助金の適正な執行について

区は、様々な分野で公益性を有する事業を実施し区民サービスの担い手である民間事業者等に補助金を交付している。補助金は、税金等の貴重な財源で賄われており、公益上の必要性が認められ、広く区民の納得を得られることが重要である。区民への説明責任を果たすためにも、補助団体及び担当所管部は、世田谷区補助金交付規則や各補助金交付要綱等に基づき、適正な補助金事務を行う必要がある。また、担当所管部には補助金交付申請や実績報告の厳正な審査と、補助対象事業の効果検証が求められている。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・補助金交付要綱で、関連条例の引用に誤りがあった。
- ・補助金交付申請から交付決定までに3か月以上かかっていた。
- ・補助金交付要綱で定められた交付請求期限までに補助金が請求されていなかった。
- ・世田谷区認証保育所運営費補助金及び世田谷区保育力強化事業補助金で、算定誤りによる過大請求・交付があった。

補助金の交付決定や交付請求書の受領に遅れが見受けられたが、補助対象事業の円滑な実施に資するため、担当所管部においては補助金事務の進捗管理と補助団体への指導を徹底されたい。保育施設において、補助金の過大請求・交付があったが、補助団体、担当所管部ともに、交付申請書や添付書類の内容を十分に確認されたい。また、担当所管部は、適時、必要な指導・調整を行うと

ともに、チェックシートの作成や間違えやすい事例の共有等により、組織としての再発防止策を講じられたい。

区は、補助対象事業の一層の透明性向上を図るため、区のホームページに補助金交付要綱を掲載するほか、区施策や施設案内等の掲載により、区民等の利便性の向上を図っている。今回の監査では、補助金交付要綱と保育施設の案内について、ホームページの更新に誤りや遅滞が見受けられたので、担当所管部においては、ホームページを適切に管理し、正確な情報提供に留意されたい。

保育施設に対し、区は運営費や保育士等处遇改善等の補助金を交付し、安定的なサービス提供と保育人材の確保・定着に効果を発揮している。一方、補助金が多様に渡り、国や都の制度改正により補助金交付要綱が頻繁に改正されることから、補助金申請から審査、交付、精算に至る一連の事務手続が非常に煩雑で、事務処理に多大な労力を要している現状が見受けられた。補助金の交付決定の遅れや算定誤り、ホームページの更新の遅れ等の事例には、担当所管部と補助団体の繁忙が背景にあると推察される。こうした状況を受け、区は、令和4年度に補助金交付事務の一部を民間委託し、職員の超過勤務削減と事務の効率化につなげている。

区を挙げて取り組んでいる保育の質の向上や不適切保育（虐待）の防止に、限りある人的資源を投入するためにも、担当所管部と補助団体の双方が円滑かつ適正な事務処理を推進できるよう、一層の業務改善に期待する。

### **(3) 指定管理者制度の効果的な運用について**

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、民間事業者等が有する運営のノウハウや専門性・柔軟性を活用し、区民サービスの向上と経費節減等を図ることで、より効果的・効率的な施設運営が行われることを目的としている。

公の施設の設置者である区は、指定管理者による公の施設の管理の適正を期するため、指定管理業務の内容を適切に記した協定書・仕様書に基づき業務を実施させなければならない。また、実績報告書等により、確実に指定管理業務が実施されているかを確認・検査した上で、指定管理料を支出する必要がある。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・基本協定書と年度協定書の記載に不一致があった。また、協定書で引用している条文の条・号が誤っていた。
- ・管理物品一覧が更新されていなかった。
- ・3年に1度実施する計画の指定管理業務について、実施はされていたが、区に提出された管理状況月報の実施日が不記載であった。
- ・年度協定書では、月次事業報告書提出後に区が検査し指定管理料を支払うとしているが、同報告書の受領前に検査証が作成されていた。

- ・小口現金出納帳の記帳と出金を同一人物が行っていた。
- ・印鑑と通帳が同じ場所に保管されていた。
- ・経理規程では記帳残高との照合を毎日実施すると定められているが、月末に実施されており、未記帳の出金があった。
- ・個人情報を含むUSBメモリについて、管理簿が未作成であった。
- ・区所有の指定管理施設で、指定管理者の予算で改修工事が行われていた。

担当所管部は、協定書・仕様書の作成にあたっては、前例踏襲に陥ることなく、指定管理者との間で管理運営業務の詳細を十分に確認し、条文等を精査した上で、適切な協定を締結するよう留意されたい。

指定管理の状況報告に不足があると、担当所管部は施設の管理状況の妥当性を確認できない。指定管理者は正確な状況報告を行い、担当所管部は、指定管理業務の履行確認を確実にし、適宜、団体への指導・監督を行われたい。

また、事業報告を受ける前に検査証を作成していた事例があったが、検査の形骸化を防止するため、協定書に基づいた手順による検査を実施されたい。

指定管理施設における印章・通帳管理や経理規程と実態の不一致等について、指定管理者は、規程や日々の事務手続を再確認し適切に実施されたい。

個人情報を含む記録媒体について、実務上は厳重に管理されていたものの、コンプライアンス委員会で定めた管理簿の作成が行われておらず、規定が形骸化していた。規定の内容を組織内で共有し適切な個人情報管理を実施されたい。

今回の監査では、指定管理者の予算により、指定管理施設で改修工事が行われた事例があった。公の施設の所有者は区であり、利用者のサービス向上に寄与するとは言え、施設の改築・改修等は区の費用負担と責任に基づく執行が原則である。しかし、当該工事には営繕工事に関する区の予算統制が及ばず、契約、施工、支出に至るまで指定管理者の管理下で行われていた。そのため、区による施工時の監督や竣工後の検査を経ずに供用されており、本来区が果たすべき施設管理や事務手続が適正に行われたとは言い難い。担当所管部は、区の事業執行と指定管理制度の原理原則を順守し、適正な事業執行を実施されたい。なお、当該改修工事は指定管理料の差金で行われていたが、指定管理者の事業実績や収支状況を精査した上で、妥当な指定管理料の額を算出するよう留意されたい。

## 2 団体別の監査結果

令和5年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

## 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

##### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月18日

実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である二子玉川緑地運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等

##### ② 事務局による監査

実施日 令和5年12月4日、11日

実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である二子玉川緑地運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

##### ③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月8日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区大蔵四丁目6番1号

② 設立年月日

平成11年2月1日

(平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

④ 組織(令和5年9月30日現在)

理事会 12人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事9人)

監事 2人

評議員会 12人

事務局 60人(常勤53人、非常勤7人)

事務局長(常務理事兼務) 1人

管理課 24人

施設課 35人

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

(ア) 区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業

区から委託されたスポーツ及びレクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) 区から受託する社会体育施設の管理及び運営

総合運動場(大蔵運動場、二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場、千歳温水プール、区立小・中学校スポーツ開放施設等の区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者へのサービス向上を図り、広く区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

イ 自主事業

(ア) スポーツ及びレクリエーション振興事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあった教室、大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業

区民スポーツまつり、元旦あるこう会等、子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができる各種事業を実施し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。

(ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業

総合型地域スポーツ・文化クラブ育成、地域活動団体支援等の事業を通じ、区内のスポーツ及びレクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

⑥ 令和4年度決算状況（令和3年度決算状況）

単位：円

科目	令和4年度	令和3年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,655,063,244	2,234,886,475
(B) 経常費用計	2,580,920,013	2,229,718,631
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	74,143,231	5,167,844
(D) 経常外収益計	1,360,152	0
(E) 経常外費用計	1,124,129	0
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	236,023	0
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	74,379,254	5,167,844
(H) 法人税、都民税及び事業税	2,049,000	1,449,200
(I) 当期一般正味財産増減額 (G)－(H)	72,330,254	3,718,644
(J) 一般正味財産期首残高	438,550,065	434,831,421
(K) 一般正味財産期末残高 (I)＋(J)	510,880,319	438,550,065
指定正味財産増減の部		

(L) 当期指定正味財産増減額	0	0
(M) 指定正味財産期首残高	511,695,703	511,695,703
(N) 指定正味財産期末残高 (L) + (M)	511,695,703	511,695,703
正味財産期末残高		
(O) 正味財産期末残高 (K) + (N)	1,022,576,022	950,245,768

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

### (3) 区の財政援助等

#### ① 出資等

区は、平成11年2月の財団法人設立にあたり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

#### ② 補助金

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に対する補助金	625,128,586	267,378,080
スポーツ及びレクリエーション振興事業	529,865,307	196,983,993
スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業	58,475,283	56,087,716
スポーツ及びレクリエーション団体育成事業	13,469,371	13,469,371
その他財団の目的を達成するために必要な事業	23,318,625	837,000
合計	625,128,586	267,378,080

#### ③ 公の施設の管理

区は、総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについて、総合運動場及び大蔵第二運動場は令和4年度から令和8年度まで、千歳温水プールは令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。なお、区は千歳温水プールについて、令和6年度から令和10年度までの期間も、

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。

令和4年度の指定管理料は、合計6億8,090万円となっている。そのうち、今回監査対象とした二子玉川緑地運動場（世田谷区鎌田一丁目3番5号）を含む総合運動場の指定管理料は4億5,401万2,000円である。

また、総合運動場、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについては、利用料金制を導入している。令和4年度の利用料金収入の合計は9億8,852万585円で、そのうち、総合運動場の利用料金収入は2億5,025万6,960円である。

総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）の令和4年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	454,012,000	施設管理運営費 (うち人件費)	657,976,520 (119,111,000)
利用料金収入	250,256,960		
合計	704,268,960	合計	657,976,520
		収支差額	46,292,440

### 3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である二子玉川緑地運動場の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、区民が世代や生活環境等のライフステージに応じてスポーツ活動に取り組めるよう、区内各所でのスポーツ事業展開や、スポーツに興味・関心の薄い層へ働きかけてスポーツ活動の裾野を広げることなどに取り組んでいる。しかし、居住地域によって事業参加率にばらつきが出ていることから、区内全域で満遍なくスポーツ事業を実施することにより、区民が居住地域にかかわらずスポーツに取り組めるよう、一層の努力を期待したい。

また、区立中学校部活動支援事業では、今年度トライアル事業として船橋希望中学校のソフトテニス部への指導者派遣等に取り組んでいる。部活動地域移行の推進や教員の負担軽減に向け、教育委員会とも連携し、一層の取組みの推進を図りたい。

二子玉川緑地運動場については、令和元年台風第19号の被害経験を踏まえた工作物撤去計画の改定などの台風・水害対策にあたっての取組みを評価する。今後

も、利用者の安全に配慮した安全管理マニュアルの更新など、多摩川河川敷という制約の多い立地にある施設を安全に利用できる体制づくりに努めるとともに、猛暑を想定した熱中症対策の一層の強化を図られたい。

引き続き、担当所管部と連携し、誰もが身近な地域でスポーツに参加できる機会の拡充に取り組み、生涯スポーツ社会の実現に向け努められたい。

# 公益財団法人世田谷区保健センター

## 1 監査の目的及び範囲

### (1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

## 2 監査の実施

### (1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

#### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月16日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

#### ② 事務局による監査

実施日 令和5年12月7日、12日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

#### ③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月22日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区保健センターの概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
世田谷区松原六丁目37番10号
- ② 設立年月日  
昭和51年10月12日  
(平成23年2月4日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的  
世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する。
- ④ 組織(令和5年9月30日現在)
- |              |      |                            |
|--------------|------|----------------------------|
| 理事会          | 11人  | (理事長1人、常務理事1人、理事9人)        |
| 監事           | 2人   |                            |
| 評議員会         | 10人  |                            |
| 事務局          | 146人 | (常勤76人、非常勤56人、臨時11人、区派遣3人) |
| 事務局長(常務理事兼務) | 1人   |                            |
| 専門参与         | 1人   |                            |
| 所長           | 1人   |                            |
| 副参事          | 1人   |                            |
| 管理課          | 12人  |                            |
| 医務課          | 95人  |                            |
| 専門相談課        | 35人  |                            |
- ⑤ 主な事業内容
- ア 保健センターの維持管理運営  
指定管理者として、保健センターの医療設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行っている。
- イ がん対策事業
- (ア) がん検診受付センター  
区の胃・乳・大腸・子宮・肺・前立腺の各がん検診に加え、B型・C型肝炎ウイルス検診、胃がんリスク(ABC)検査全般の総合的窓口を開設し、受付業務等を行っている。
- (イ) 胃がん検診及び乳がん検診  
胃がん検診(40歳以上の区民を対象とするエックス線撮影法による検診及び50歳以上の区民を対象とする内視鏡による検診)と乳がん検

診（40歳以上の女性の区民を対象とする視触診及びマンモグラフィによる検診）を実施している。

（ウ）がん検診等精度管理

区が実施する5つの対策型がん検診（胃・乳・大腸・子宮・肺）及び胃がんリスク（ABC）検査の受診状況の把握や検査結果の把握、精密検査受診勧奨などの精度管理を実施している。

（エ）がん相談

在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的として、予約制による対面相談及び電話相談のほか、がん関連の書籍やアピアランス関連の展示等を行うがん情報コーナーでは、予約不要の一次相談窓口を開設している。また、治療と就労の両立支援として、がん患者等の就労相談を年複数回実施している。

（オ）がん検診普及啓発

こころと体の保健室ポルタにおいて、がんに関する書籍等を置くほか、検診等の啓発を行っている。

ウ 健康増進事業

18歳以上の区民を対象として健康度測定を実施し、栄養・運動・休養の観点から助言、指導を行うとともに、各種健康増進指導（講座・教室）を実施している。また、運動指導員等の専門職員の派遣による地域での健康づくり支援や、健康体操等を指導することができるリーダーの養成・活動支援、生活習慣病重症化予防への動画配信等を行っている。

エ 健康教育事業

講演会や健康教室を開催し、健康に関する相談や指導を行うとともに、健康情報紙「げんき人」を発行している。また、区からの委託により、特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

オ 障害者相談支援事業

（ア）障害者専門相談

障害のある方の医療や障害に関する多様な相談への対応や必要な情報提供等を行っている。また、障害者施設等へ専門職員を派遣し、支援技術向上のための指導・助言を行っている。

（イ）乳幼児育成相談

乳幼児の発達・発育に関する相談と専門評価を行い、個々の相談ケースに応じた社会資源の情報提供や適切な支援へのつなぎ等を行っている。また、母子保健事業や障害児福祉施設等へ専門職員を派遣し、障害特性

の理解や環境調整等について指導・助言等を行っている。

(ウ) 高次脳機能障害相談支援

高次脳機能障害に関する相談支援を行うとともに、支援者養成のための人材育成事業、支援者向け研修会等を行っている。

カ こころの健康支援事業

こころの悩みや精神的な問題で困っている当事者や家族に対して、夜間・休日等にこころの電話相談を行うほか、こころとからだの保健室ポルタにおいて、心の健康に関する情報提供、相談窓口の案内等を行っている。精神疾患、精神障害に対する理解促進、差別・偏見解消、こころの健康に関する普及啓発や人材育成を実施している。

キ 保険診療等による検査事業

地域医療を後方支援するため、医療機関から依頼を受け、保険診療による各種精密検査（胃、大腸、乳房、子宮、一般精密、心臓）を行っている。

ク 検体検査事業

子宮がん検診（細胞診検査）及び大腸がん検診（便潜血検査）の判定業務等を行っている。

ケ 財団料金規程等による事業

公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業として、企業健診・個人健診や脳ドックなどの各種検査事業等を行っている。

コ その他の技術提供事業

(ア) 住宅改造アドバイザー

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を理学療法士が訪問し、住宅の改修相談に応じている。

(イ) 福祉施設等技術支援

障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行っている。

⑥ 令和4年度決算状況（令和3年度決算状況）

単位：円

科目	令和4年度	令和3年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,283,531,149	1,269,487,453
(B) 経常費用計	1,278,849,689	1,261,775,757
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	4,681,460	7,711,696
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	0	0
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	4,681,460	7,711,696
(H) 法人税等	70,000	1,424,900
(I) 当期一般正味財産増減額 (G)－(H)	4,611,460	6,286,796
(J) 一般正味財産期首残高	218,666,524	212,379,728
(K) 一般正味財産期末残高 (I)＋(J)	223,277,984	218,666,524
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	400,000,000	400,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	400,000,000	400,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K)＋(M)	623,277,984	618,666,524

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和51年10月の財団法人設立にあたり、基本財産1,000万円を出えんした。その後、昭和61年度に2,000万円、平成2年度に2億7,000万円、平成3年度に1億円を出えんし、基本財産は合計4億円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区保健センターに対する補助金	403,287,133	154,394,091
公益財団法人世田谷区保健センターの運営に関する事務 財団の運営に係る経費	16,297,000	10,031,492
精密検査等の医療事業に関する事務 保険診療等検査事業、検体検査事業に係る経費	386,990,133	144,362,599
合計	403,287,133	154,394,091

③ 公の施設の管理

区は、保健センター（世田谷区松原六丁目37番10号）について、令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。なお、区は令和6年度から令和10年度までについても、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。

令和4年度の指定管理料は、合計8億7,917万9,400円となっている。

保健センターの令和4年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	879,179,400	施設管理運営費 (うち人件費)	859,779,222 (571,348,653)
合計	879,179,400	合計	859,779,222
		収支差額	19,400,178

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区保健センターにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である保健センターの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区保健センターは、令和2年4月に保健医療福祉総合プラザ内に移転後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により本来の事業展開ができない状況においても、動画配信や講演会のオンライン開催など、非対面型の手法を取り入れた事業展開を図り、区民ニーズに応えるよう努めたことを評価する。

令和6年度からの次期指定管理事業者として、専門職が培ってきたノウハウを活かすためにも人材の確保と育成に取り組み、保健医療福祉総合プラザ内事業者等との連携強化を行うなど、保健センターの認知度を高めながら保健医療福祉の全区的拠点における中核的役割を担うことに努められたい。なお、高度医療機器の活用において、地域医療機関等へ個別訪問による働きかけを行っているが、引き続き、地域医療の後方支援等により一層の充実に取り組みられたい。また、高次脳機能障害者支援拠点機能については、東京リハビリテーションセンター世田谷等との連携体制を強化し、障害者施策の充実を図られたい。

## 世田谷区土地開発公社

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、区が支出した負担金及び貸付金が適正かつ効果的に執行されているか並びに区が債務保証を行う事務が適正に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、監査を実施した。なお、事務局による世田谷区土地開発公社及び担当所管部である財務部への事情聴取は、令和5年11月6日に実施した。

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区土地開発公社の概要は、次のとおりである。

##### ① 団体の所在地

世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所内

##### ② 設立年月日

昭和46年5月15日

(財団法人世田谷区開発公社として設立。昭和49年8月19日に公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき世田谷区土地開発公社に組織変更)

##### ③ 設立目的

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与する。

④ 組織（令和5年9月30日現在）

理事会 9人（理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人）  
 監事 2人  
 評議員会 8人  
 事務局 39人  
 ※ 監事1人及び評議員を除き、区職員が兼務

⑤ 主な事業内容

区の用地取得事業計画に基づく、道路、公園などの公有地先行取得事業及び区への譲渡事業を行っている。

⑥ 令和4年度決算状況（令和3年度決算状況）

単位：円

科目	令和4年度	令和3年度
(A) 事業収益	6,661,939,033	5,681,996,599
(B) 事業原価	6,661,939,033	5,681,996,599
(C) 販売費及び一般管理費	1,172,416	1,218,188
(D) 事業損失	1,172,416	1,218,188
(E) 事業外収益	1,242,766	1,288,538
(F) 経常利益 (E)－(D)	70,350	70,350
(G) 特別利益	3,459,450	0
(H) 特別損失	3,459,450	0
(I) 税引前当期純利益 (F)＋(G)－(H)	70,350	70,350
(J) 法人税等	70,000	70,000
(K) 当期純利益 (I)－(J)	350	350

注：決算状況は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和46年5月の財団法人設立にあたり、基本財産100万円を出えんした。その後、組織変更に際して400万円を出えんし、基本財産は合計500万円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 負担金

区は、令和4年度に、事務費として負担金124万2,416円を支出した。

③ 貸付金

区は、令和4年度に、用地取得のために協調融資団から借り入れた事業資金の償還等に必要な資金として、貸付金34億9,805万4,786円を支出した。

④ 債務保証

区は、公有地の拡大の推進に関する法律第25条に基づき、世田谷区土地開発公社が協調融資団から借り入れる事業資金300億円及びその利子相当額を限度として、債務保証している。

### 3 監査の結果

世田谷区土地開発公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、負担金、貸付金及び債務保証についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

世田谷区土地開発公社は、区が必要とする事業用地の取得について、適時かつ迅速に先行取得し管理及び処分等を行うことで、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に重要な役割を担っている。今後とも適正にその事務を遂行し、区政に貢献することを期待する。

## 株式会社世田谷サービス公社

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

収支・事業計画書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

##### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月19日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取等

##### ② 事務局による監査

実施日 令和5年11月15日、12月4日、11日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取及び書類調査

##### ③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月10日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷サービス公社の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
世田谷区太子堂三丁目25番9号
- ② 設立年月日  
昭和60年4月1日  
(平成24年7月1日に株式会社エフエム世田谷と経営統合)
- ③ 設立目的  
世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。
- ④ 組織(令和5年9月30日現在)
- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 取締役会   | 7人(代表取締役1人、取締役6人)     |
| 監査役    | 2人                    |
| 総務部    | 18人                   |
| 第一事業部  | 949人                  |
| 第二事業部  | 22人                   |
| ICT推進部 | 12人                   |
| 社員合計   | 1,001人(常勤84人、非常勤917人) |
- ⑤ 主な事業内容
- ア 施設維持管理等事業
- (ア) 公共施設の維持管理事業  
総合支所(世田谷総合支所を除く)、まちづくりセンター、区民センター、地区会館、世田谷美術館、世田谷文学館、民家園、教育会館、青少年交流施設、砧図書館、児童相談所等の維持管理を受託している。
- (イ) 区政情報センター(コーナー)の運営(区役所ほか4総合支所)  
区・都等刊行物の閲覧及び説明、有償刊行物の頒布、売上金の収納事務、コピーサービス等を行っている。
- (ウ) 公園施設の維持管理事業  
世田谷、羽根木、玉川野毛町の3公園での受付・案内及び使用料収納事務、駐車場管理、世田谷公園ミニS Lの運行業務、テニスコート・野球場管理等を行っている。
- (エ) 物販事業  
世田谷公園売店の営業、郵券等の販売、雑貨販売等を行っている。
- (オ) 特定建築物等定期調査・建築設備定期検査  
受託している公共施設の維持管理業務とともに、又は単独で業務を受託して、施設全体の調査・検査を行っている。

(カ) 指定管理者事業

指定管理者として、世田谷区民会館別館、北沢区民会館ほか3施設の管理運営を行うとともに、様々な自主イベントを開催している。

イ 飲食事業

(ア) レストランの運営

「レストラン ル・ジャルダン」(世田谷美術館内)

(イ) 喫茶の運営

「セタビカフェ」(世田谷美術館内)、「さくらかふえ」(砧区民会館内)、「喫茶レスト」(教育会館内)、「カフェ ストリーム」(玉川区民会館内)

ウ ICT支援事業

区公共システムの運用支援・オペレーション業務、区サポートセンター「世田谷サービスデスク」(令和5年3月末日をもって終了)の運営等による区情報システム利用者支援業務、保健福祉総合情報システムの運用・保守事業、電子計算機入力データ作成等を行っている。

エ エフエム世田谷放送事業

コミュニティ放送局として、エフエム世田谷(周波数83.4メガヘルツ)の放送事業や、区と連携し地域に密着した生活・防災・災害情報の発信を行っている。

⑥ 令和4年度決算状況(令和3年度決算状況)

ア 損益の状況

単位：千円

科目	令和4年度	令和3年度
(A) 売上高	4,447,862	4,137,887
(B) 売上原価	4,099,242	3,793,500
(C) 販売費及び一般管理費	302,180	281,595
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	46,440	62,793
(E) 営業外収益	72,535	132,389
(F) 営業外費用	9,982	3,757
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	108,993	191,424
(H) 特別利益	0	0
(I) 特別損失	0	0

(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	108,993	191,424
(K) 法人税等	40,234	62,585
(L) 当期純利益 (J) - (K)	68,760	128,839

注：決算状況（損益の状況）は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

#### イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

単位：千円

	令和4年度	令和3年度
(A) 当期首残高	3,519,942	3,435,603
(B) 剰余金の配当	△44,500	△44,500
(C) 当期純利益	68,760	128,839
(D) 当期変動額 (B) + (C)	24,260	84,339
(E) 当期末残高 (A) + (D)	3,544,202	3,519,942

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

注：剰余金の配当は、前期の利益剰余金を原資とし、効力発生日を当期とする。

### (3) 区の財政援助等

#### ① 出資等

区は、昭和60年4月の株式会社設立にあたり、5,000万円を出資し、平成元年度に2億円を増資した。その後、株式会社世田谷サービス公社は平成3年度から平成5年度までに各年度5,000万円ずつ公社利益金の資本組入れを行い、資本金は4億円となった。

また、平成8年2月には民間資本導入により、4,500万円が増資され、現在の資本金総額は4億4,500万円となっている。

区は、発行済株式の総数8,900株のうち8,000株を有し、議決権比率は89.89%である。

## ② 公の施設の管理

区は、北沢区民会館は平成30年度から令和4年度まで及び令和5年度から令和9年度まで、世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」及び北沢区民会館別館「梅丘パークホール」は令和3年度から令和7年度まで、砧区民会館は令和元年度から令和5年度まで、玉川区民会館は令和2年7月から令和6年度まで、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。なお、区は砧区民会館について、令和6年度から令和10年度までの期間も、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。

令和4年度の指定管理料は、合計1億1,641万5,179円となっている。そのうち、今回監査対象とした玉川区民会館（世田谷区等々力三丁目4番1号）の指定管理料は4,213万349円である。

また、令和4年度の利用料金収入の合計は1億1,613万4,110円で、そのうち、玉川区民会館の利用料金収入は2,185万30円である。

### 玉川区民会館の令和4年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	42,130,349	人件費	49,100,230
利用料金収入	21,850,030	施設維持管理経費	16,593,802
自主事業収入	5,992,800	自主事業経費	7,431,732
その他の収入	10,106,070	その他の支出	8,766,714
合計	80,079,249	合計	81,892,478
		収支差額	△1,813,229

## 3 監査の結果

株式会社世田谷サービス公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である玉川区民会館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、監査役が作成した監査報告書で、計算書類における個別注記表の記載漏れについて、昨年度情報提供を受けていたが未修正のままであった。適正な事務の執行に努められたい。

株式会社世田谷サービス公社は、世田谷区の地方公社として、障害者等の雇用、災害対策、地域コミュニティの醸成への取組みにおいて、率先して重要な役割を果たしており、新たな「障害者雇用推進計画」における難病患者に対する就労機会の提供や、「災害時等における協力態勢に関する協定」の改定に伴う、水害時避難所

を含めた避難所の開設・運営の協力等、従前の取組みをより一層強化している。今後も施設管理のノウハウを活かし、障害者や地域の高齢者の雇用を推進するとともに、女性管理職の登用や若者の雇用についても積極的に取組み、地域に貢献する公社としての役割を果たすよう期待する。

## 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

##### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月15日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

##### ② 事務局による監査

実施日 令和5年12月1日、6日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

##### ③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月27日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。

##### ① 団体の所在地

世田谷区成城六丁目3番10号

② 設立年月日

昭和61年10月1日

③ 設立目的

世田谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

④ 組織（令和5年9月30日現在）

理事会 25人（会長1人、副会長6人、常務理事1人、理事17人）

監事 3人

評議員会 61人

事務局 225人（常勤89人、非常勤97人、臨時39人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

事務局次長（権利擁護支援課長兼務） 1人

総務課 15人

地域福祉課 45人

連携推進課 10人

地域社協課 94人

権利擁護支援課 23人

自立生活支援課 36人

⑤ 主な事業内容

ア 法人運営事業

（ア）組織運営事業

平成30年度に策定した「世田谷区社会福祉協議会経営改革計画」に基づき、「財政収支の改善」「人材育成」「事業・組織の見直し」を3本の柱とする社協改革に取り組み、令和4年度に総括を行った。

（イ）企画研究・広報事業

事業や活動が広く区民に理解されるよう、広報紙、ホームページ及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など多様な媒体を活用して積極的な広報に努めている。

イ 地域福祉事業

（ア）地区社協活動支援事業

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と連携し、「福祉の相談窓口」やアウトリーチにより住民の困りごとを受け止め、関係機関等との連携により課題の解決を図っている。

福祉活動の担い手の育成や活動の場の確保等の取組みを通じて、地域の活動団体や福祉施設・事業所、福祉関係のNPO団体等との協働による福祉のまちづくりや新たなサービスの創出に取り組んでいる。

区内に本部がある36の社会福祉法人で構成する世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会の事務局機能を担い、社会福祉法人の地域貢献活動を推進している。

(イ) 地域社協活動事業

各地区社協の事業展開や区社協全体の取組みをはじめ、今日的な福祉課題や各種施策等に関する情報提供、意見交換等を行う地域社協福祉推進協議会の運営支援を行っている。

(ウ) 地域支えあい活動支援事業

ふれあい・いきいきサロン（高齢者や障害者、子育て中の方の交流等を目的とする活動）、支えあいミニデイ（会食等を中心に高齢者の介護予防を目的とする活動）による仲間づくりの支援や、子ども食堂ネットワーク事業（食の支援を必要とする子どもや家族に定期的な食事と安心な居場所を提供している子ども食堂の運営支援）、地域で支える食の支援事業、一人歩きSOSネットワーク事業（携帯電話等のメールの活用や商店会との連携による認知症等の高齢者等の早期発見・早期保護）等を行い、住民相互の支えあい、見守りの推進に取り組んでいる。また、地域福祉推進大会の開催、地域・地区における交流・啓発、地域活動拠点の管理等を行っている。

(エ) 福祉活動団体助成事業

地域福祉の推進を目的として活動する団体等に、事業費の一部を支援して福祉活動の促進を図っている。

(オ) 地域福祉人材育成事業

地域における住民相互の支援活動を推進するため、地区サポーターへの登録、福祉学習の実施、地区活動入門講座の開催等を通じて地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に取り組んでいる。

(カ) 日常生活支援事業

福祉的支援が必要な高齢者、障害者、産前産後等子育て中の親等に対し、安心して生活ができるよう、住民同士の支えあいによる家事支援・生活支援・外出支援等の日常生活支援サービスを提供している。

(キ) 子育て支援事業

住民同士の支えあいにより子育て支援を行う世田谷区ファミリー・サポート・センター事業を区から受託している。

(ク) 障害者支援事業

障害者の自立及び社会参加を促進するため、福祉喫茶（3店舗）を運営

している。福祉喫茶では、一般就労を目指す障害者が援助者の支援を受けながら保護的就労事業の一環として就労している。

(ケ) 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、世田谷区等の協力による募金活動を行い、支援を要する世帯や要介護高齢者等を介護する世帯等への見舞金、地域支えあい活動に活用している。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対して、自立相談支援や家計相談等を行う生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営を行っている。また、世田谷区のひきこもり相談窓口「リンク」をメルクマールせたがやと共に運営し、当事者やその家族に対し、相談及び支援を行っている。

東京都社会福祉協議会の受託事業として、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定と経済的自立に向けた支援（生活福祉資金等貸付事業）を行っている。

エ 貸付金等事業

一時的な困窮状態にある住民に対して貸付を行うとともに、緊急一時的な場合は資金を給付している。

オ 成年後見推進事業

(ア) あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢や障害等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援している。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

区からの受託により成年後見センターにおいて、相談や利用支援、情報提供、弁護士専門相談、区民成年後見人の養成研修等を実施し、区民の成年後見制度の利用を支援している。

(ウ) 法人による成年後見事業

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が法人として後見人となり法人後見、任意後見を受任している。また、セミナーや若い支度講座等を開催し、各種制度等の啓発に取り組んでいる。

⑥ 令和4年度決算状況（令和3年度決算状況）

単位：円

科目	令和4年度	令和3年度
(A) サービス活動収益計	1,421,318,161	1,364,292,341
(B) サービス活動費用計	1,329,383,554	1,271,623,669
(C) サービス活動増減差額 (A)－(B)	91,934,607	92,668,672
(D) サービス活動外増減差額	1,309,146	2,518,800
(E) 特別増減差額	△446,686	△3,407,685
(F) 法人税、住民税及び事業税	17,845,000	1,226,200
(G) 当期活動増減差額 (C)＋(D)＋(E)－(F)	74,952,067	90,553,587
(H) 前期繰越活動増減差額	235,577,628	222,125,207
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G)＋(H)	310,529,695	312,678,794
(J) その他の積立金取崩額	23,333,766	7,870,081
(K) その他の積立金積立額	88,691,657	84,971,247
(L) 次期繰越活動増減差額 (I)＋(J)－(K)	245,171,804	235,577,628

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 事業助成補助金	844,419,142	435,018,100
法人運営事業		
組織運営事業及び企画研究・広報 事業に係る経費	283,460,845	69,891,000
地域福祉事業	426,919,475	321,188,783
地区社協活動支援事業、地域社協 活動事業、地域支えあい活動支援 事業等に係る経費	375,662,107	269,931,415

支えあいミニデイ事業 支えあいミニデイ活動支援に係 る経費	4,308,500	4,308,500
地域安定支援事業 都（区）子供食堂推進補助金交 付事業、食を通じた子ども支援 ネットワーク事業に係る経費	46,948,868	46,948,868
生活困窮者自立相談支援事業	83,452,849	16,123,045
生活福祉資金貸付事務事業に係る 経費	76,357,804	9,028,000
フードパントリー設置支援事業 フードパントリーの設置支援に 係る経費	7,095,045	7,095,045
貸付金等事業 貸付金等事業に係る経費	3,890,622	3,056,136
成年後見推進事業 福祉サービス利用援助事業及び成 年後見制度利用支援事業に係る経 費	46,695,351	24,759,136
合計	844,419,142	435,018,100

### 3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、同協議会の期末支払資金残高が、社会福祉法人会計基準上の定義と相違していたため、期末支払資金残高が予算書と決算書で大きく乖離していた。社会福祉法人会計基準に則った予算書と決算書の作成を行い、より精度の高い資金収支予算を立てられたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会は、財政健全化計画に基づく社協改革を進め、平成30年度以降黒字決算を継続してきた。令和4年度は、食支援情報をまとめたウェブサイト「せたべる」の活用や、児童館と連携した食の支援、世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会との協働による相談支援型フードパントリーの試行実施等、ネットワークを生かした総合的な食の支援に尽力してきたことを評価する。社協会員会費はコロナ前と較べて落ち込んでおり、従来の水準に戻るのが容易ではない状況は理解する。しかし、地域活動の再開や活性化に向けた自主財源の確保は重要な課題である。社協会員数を回復させるためにも、社協活動

の意義や社協会員会費の使途をわかりやすく伝えるなど、社協活動に対する地域の理解が進むような情報発信を要望する。また、地域のニーズに応え、地域福祉コーディネート推進事業の充実を図るため、地区社協職員へのきめ細やかなバックアップに留意し、人材の確保・定着と専門性の向上への更なる取組みを推進されたい。今後も、ひきこもり支援や一人歩きSOSネットワーク事業、高齢者の新たな居場所づくり事業等、多様な福祉課題の解決に鋭意取組み、地域福祉の向上に寄与されたい。

## 世田谷区商店街振興組合連合会

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

##### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月17日

実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取等

##### ② 事務局による監査

実施日 令和5年11月21日、12月7日

実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取及び書類調査

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区商店街振興組合連合会の概要は、次のとおりである。

##### ① 団体の所在地

世田谷区太子堂二丁目16番7号

##### ② 沿革

昭和59年10月に商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく法人として設立された。会を直接又は間接に構成する者に必要な共同経済事業を行うとともに、会員のために必要な指導事業を行うことにより所属員の事業の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的としている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区地域通貨普及拡大事業補助金	1,915,425,000	1,915,425,000
事業費	1,683,819,000	1,683,819,000
事務費	51,773,000	51,773,000
せたがやP a y「せたがや全力応援祭」 事務費	65,760,000	65,760,000
事業者支援	107,803,000	107,803,000
せたがやP a y機能拡充	6,270,000	6,270,000
世田谷区商店街イベント支援事業補助金	2,581,536	1,721,000
世田谷区産業団体等振興育成補助金	8,086,261	5,345,000
合計	1,926,092,797	1,922,491,000

### 3 監査の結果

世田谷区商店街振興組合連合会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、世田谷区商店街振興組合連合会において、個人情報保護法に基づく公表事項は、世田谷区商店街連合会との共同名義で運営されているホームページに、両連合会のプライバシーポリシーとして公表されている。しかし、両連合会はそれぞれ別個に独立した組織であり、各自が独立に個人情報取扱事業者として個人情報を取り扱うべきであるから、公表事項は、連合会各自個別に公表されたい。また、公表事項は、個人情報保護法及び個人情報保護委員会が制定するガイドラインに従い、適切に選択されたい。加えて、現在公開されているプライバシーポリシーは内容がわかりにくいため、記載方法について工夫されたい。

せたがやP a y事業は、令和2年度の導入以降、加盟店及び利用者が拡大し、中小個店を中心とした区内事業者の支援に繋がっていることを評価する。一方、非常に複雑な仕組みで、かつ会計規模が年々拡大していることから、世田谷区商店街振興組合連合会は、システム運営会社との連携を強化した上で、不正利用の監視など一層の適正運営に努められたい。また、引き続き担当所管部と連携して各商店街の活動を支え、地域の活性化に寄与するよう取り組まれたい。

## 社会福祉法人正吉福祉会

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、きたざわ苑（世田谷区北沢五丁目24番18号）における介護老人福祉施設等の補助対象事業に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

##### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月16日

実施内容 社会福祉法人正吉福祉会及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

##### ② 事務局による監査

実施日 令和5年11月14日、30日

実施内容 社会福祉法人正吉福祉会及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人正吉福祉会の概要は、次のとおりである。

##### ① 団体の所在地

稲城市平尾四丁目16番地の1

##### ② 沿革

昭和60年3月に社会福祉法人として設立認可され、主に介護保険の対象となる福祉事業を行っている。平成13年4月から区立特別養護老人ホームきたざわ苑、老人短期入所施設きたざわ苑及び在宅介護支援センターきたざわ苑の運営を受託した。令和3年4月に介護老人福祉施設きたざわ苑として

指定認可を受け、介護老人福祉施設、短期入所、通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業、地域包括支援センターの運営を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金	155,300,645	99,638,000
世田谷区地域ボランティアによる高齢者配食サービス補助金	6,265,833	1,517,370
世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金	1,148,283	1,100,000
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	369,700	369,700
令和4年度世田谷区介護・障害福祉施設等へのエネルギー価格・物価高騰対策給付金	6,200,000	6,200,000
合計	169,284,461	108,825,070

### 3 監査の結果

社会福祉法人正吉福祉会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人正吉福祉会は、きたざわ苑の施設運営者として、利用者や家族との信頼関係を構築しながら安定したサービスを提供してきた。入所者の状態確認をリモートで行えるシステムや電動リフトの導入など、介護のシステム化・機械化を積極的に進めており、介護職員の負担軽減と利用者へのサービス向上に繋がっている点を評価する。また、コロナ禍におけるニーズの変化に応じて、柔軟な体制で施設運営に取り組んでいた。

さらに、令和3年4月の民営化以前より現在に至るまで、地域貢献として積極的に町会などと連携し、盆踊りなどの地域行事や町会の防災物品の備蓄場所提供に協力するなど、地域の拠点としての役割を認識し、地域福祉の向上に寄与している。

今後も引き続き、介護人材の確保・育成に取り組みながら、良質なサービスを区民に提供できるよう取り組まれない。

# 株式会社アイ・エス・シー

## 1 監査の目的及び範囲

### (1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、リトルパルズ・アカデミー（世田谷区三軒茶屋二丁目32番10号）における認証保育所の補助対象事業に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

## 2 監査の実施

### (1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月19日

実施内容 株式会社アイ・エス・シー及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

#### ② 事務局による監査

実施日 令和5年11月28日、12月5日

実施内容 株式会社アイ・エス・シー及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社アイ・エス・シーの概要は、次のとおりである。

#### ① 団体の所在地

世田谷区下馬二丁目6番8号

#### ② 沿革

平成7年9月に設立し、保育事業、WithBook事業、発達支援事業、子育て支援事業を行っている。平成30年4月にリトルパルズ・アカデミーを開設し、東京・神奈川・名古屋で認可保育園・小規模保育園を中心に33園の運営を行うほか、東京・名古屋で発達支援事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区認証保育所運営費補助金	62,167,134	47,816,860
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	6,018,000	6,018,000
世田谷区保育力強化事業補助金	822,000	822,000
世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金	5,643,712	3,741,350
世田谷区認可外保育施設等福祉サービス第三者評価受審費補助金	462,000	462,000
令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症により臨時休園等をした保育施設等に対する補助金	241,800	231,080
令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する認可外保育施設に対する緊急対応補助金	385,550	385,550
合計	75,740,196	59,476,840

### 3 監査の結果

株式会社アイ・エス・シーにおいて、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、世田谷区認証保育所運営費補助金及び世田谷区保育力強化事業補助金の請求金額算定の誤りによって実際より多い金額の請求が行われて支払われていたケースがあった。全てすでに返還の手続が行われているものの、補助金申請及び審査にあたっては細心の注意を払い適正な事務を行われたい。

株式会社アイ・エス・シーは、園児の発達に応じた独自の絵本を活用した運動、遊び、食育、生活能力獲得などの様々な活動を展開するプログラムを取り入れるとともに、アプリを活用した保護者との連携、保護者の負担軽減に向けたおむつの定額利用の導入など保護者の多様なニーズに対応する取組みを行っている。加えて、区が「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」に基づき在宅子育て支援を強化する中、これまで保育園を利用出来なかった子育て世代の保育ニーズに応えるため月48時間のコース等を新設するなどの積極的な取組みを評価する。引き続き、保護者のニーズにも寄り添いながら園児一人ひとりが心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる質の高い保育の提供に努めら

りたい。

## 学校法人常盤学園

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、羽根木こども園（世田谷区代田四丁目25番9号）における認定こども園の補助対象事業に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

##### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月17日

実施内容 学校法人常盤学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

##### ② 事務局による監査

実施日 令和5年11月6日、8日

実施内容 学校法人常盤学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した学校法人常盤学園の概要は、次のとおりである。

##### ① 団体の所在地

町田市常盤町3031番地2

##### ② 沿革

昭和63年6月に設立し、幼稚園、認定こども園、保育所等の設置・運営を行っている。平成19年4月に羽根木こども園を開設した。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区私立幼稚園等預かり保育事業費補助金	6,307,375	4,049,000
世田谷区一時預かり事業運営費補助金	7,246,963	5,350,890
世田谷区保育推進事業補助金	6,733,000	6,733,000
世田谷区幼稚園等における特定負担額減額事業補助金	36,000	36,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	3,190,000	3,190,000
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	13,677,000	13,677,000
世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金	29,438,794	17,353,400
世田谷区私立幼稚園等園児健康管理補助金	47,000	13,500
世田谷区私立認定こども園障害児支援促進事業費補助金	250,000	49,140
令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入等補助金	300,000	300,000
合計	67,226,132	50,751,930

### 3 監査の結果

学校法人常盤学園において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

学校法人常盤学園は、専門講師による造形活動等、遊びで得た体験や学びを大切にしながら、教育と保育を一体とした運営を行っている。また、未就園児を対象とした園庭開放を積極的に行い、子育て支援や地域交流を進めるとともに、法人内の連携を生かした給食提供等の取組みも実施している。

引き続き、園庭開放等の機会を捉え、認定こども園の認知度の向上に努め、地域との交流を深めながら、家庭・地域社会と連携した教育・保育の実践を推進されたい。

## 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

### 1 監査の目的及び範囲

#### (1) 監査の目的

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

#### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、給田福祉園（世田谷区給田五丁目2番7号）における生活介護施設の管理運営に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

### 2 監査の実施

#### (1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

##### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月23日

実施内容 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会及び今回監査対象とした公の施設である給田福祉園の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

##### ② 事務局による監査

実施日 令和5年11月20日、27日

実施内容 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会及び今回監査対象とした公の施設である給田福祉園の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

##### ③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月20日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

#### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会の概要は、次のとおりである。

##### ① 団体の所在地

新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル2階

## ② 沿革

昭和36年10月に創立、昭和47年3月に社会福祉法人の設立認可を受け、第一種及び第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業等を行っている。平成30年に社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に名称変更している。

平成17年に給田福祉園の前身である烏山福祉園の運営委託を受け、平成23年に給田福祉園への名称及び住所変更に伴い新たに指定管理者の指定を受けており、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を行っている。

また、指定管理者として区内5カ所で施設を運営している。

## (3) 公の施設の管理

区は、給田福祉園について、令和2年度から令和6年度まで、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会を指定管理者として指定している。

令和4年度の指定管理料は、2億8,969万883円である。

### 給田福祉園の令和4年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	289,690,883	人件費	148,063,429
その他の収入	1,216,625	施設維持管理経費	45,756,483
		事業費	97,087,596
合計	290,907,508	合計	290,907,508
		収支差額	0

## 3 監査の結果

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会において、監査対象とした公の施設である給田福祉園の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、給田福祉園の改修工事が団体の費用負担により施工されていた。利用者のサービス向上に寄与するとは言え、公の施設の所有者は区であり、施設の改築・改修等は区の費用負担と責任に基づく執行が原則である。しかし、当該工事の場合は、予算措置から契約、施工、支出に至るまで団体の管理となっており、施工時の監督や竣工後の検査等、本来区が果たすべき施設管理や事務手続が適正に行われているとは言い難い。担当所管部においては、指定管理制度の原理原則を順守し、適正な事業執行に努められたい。

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会は、障害のある人一人ひとりの人権と意

思を尊重し、主体性を持って生活や活動をしながら社会・経済・文化あらゆる分野へ参加できるよう支援することを基本方針とし、障害者の権利擁護や地域社会への参加、地域福祉の推進等にも積極的に取り組んでいる。また利用者や保護者に対し常に丁寧で真摯な対応を行っており、保護者の高齢化により福祉サービス申請等に滞りが生じた場合、区や相談支援者等と連携してのサポートや、利用者の施設入所に際する書類作成や入所施設職員と支援策の共有など、きめ細かい支援を行っていることを評価する。今後も引き続き障害者の立場に寄り添った支援、障害福祉サービスの提供に努められたい。

# 株式会社ヴィアックス

## 1 監査の目的及び範囲

### (1) 監査の目的

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

### (2) 監査の範囲

監査の範囲は、烏山図書館（世田谷区南烏山六丁目2番19号 烏山区民センター4階）における管理運営に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

## 2 監査の実施

### (1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### ① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月12日

実施内容 株式会社ヴィアックス及び今回監査対象とした公の施設である烏山図書館の担当所管部である教育政策・生涯学習部への事情聴取等

#### ② 事務局による監査

実施日 令和5年11月10日、17日

実施内容 株式会社ヴィアックス及び今回監査対象とした公の施設である烏山図書館の担当所管部である教育政策・生涯学習部への事情聴取及び書類調査

#### ③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月17日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

### (2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社ヴィアックスの概要は、次のとおりである。

#### ① 団体の所在地

中野区弥生町二丁目8番15号

## ② 沿革

昭和48年8月に設立され、主に図書館事業、ダイレクトマーケティング事業、通信販売、人材派遣業、出版事業などを行っている。

令和4年度から烏山図書館の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

## (3) 公の施設の管理

区は、烏山図書館について、令和4年度から令和8年度まで株式会社ヴィアックスを指定管理者として指定している。

令和4年度の指定管理料は、9,937万8,000円である。

### 烏山図書館の令和4年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	99,378,000	人件費	76,301,944
		自主事業経費	255,706
		その他の支出	22,427,294
合計	99,378,000	合計	98,984,944
		収支差額	393,056

## 3 監査の結果

株式会社ヴィアックスにおいて、監査対象とした公の施設である烏山図書館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、指定管理業務に対する区の検査が、業務仕様書の規定に基づいて行われていない事例があった。担当所管部においては、仕様書に基づく検査を実施して適正な事務を行われたい。

株式会社ヴィアックスは、図書館利用者の利便性向上と図書館サービスの充実のために、デジタルサイネージの設置やSNSを活用した情報発信などの広報の拡充、蓄積したノウハウを活かした講座・イベントの実施、図書除菌機の導入などの取組みに加えて、中央図書館で選書する際に、烏山寺町の関連資料等、烏山地域に関する行政資料や出版物などに関する要望を積極的に行っており、このような取組みを評価する。今後も利用者のニーズを踏まえたサービスの向上に努められたい。

